はじめに

全国の危険物施設数は年々減少しており、その傾向は本市においても例外ではない。本市における危険物施設数は、10年前(1,672施設)と比較して238件(約14%)減少しており、給油取扱所の施設数についても同様に減少傾向にある。

一方、危険物規制に係る法令改正等に注目すると、給油取扱所に係る法令改正が頻繁に行われている。特に、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所、いわゆるセルフスタンドにおいては、様々な規制が追加されているところである。

ガソリン車の需要減を背景に施設数が減少していることも考えられるが、いずれにしても一軒のセルフスタンドで行う業務は増加傾向にある。また、夜間帯においては一人体制で営業しているところもしばしば見られる。

このような中、セルフスタンドにおける事故件数は増加傾向にある。社会的影響が大きい事故のひとつとして、ガソリンが混ざった灯油を誤って販売するいわゆる「コンタミ販売」が挙げられる。総務省消防庁が公開している実験映像等にもあるように、引火点の低いガソリンを誤って石

コンタミ販売事故への対応 ~初動対応のスピードがカギを握る~

千葉市消防局予防部予防課查察対策室主查 竹内祐輔



油ストーブに給油して使用した場合は火災危険 性があることから、セルフスタンドにおいて誤販 売が起こらないよう、地下貯蔵タンクへの危険 物の荷卸しの際は、原則として移動タンク貯蔵 所側、給油取扱所側双方の危険物取扱者が立ち 会いのうえ作業が行われている。

3年ほど前の事故にはなるが、本市において コンタミ販売事故が発生した。関係機関の協力 のもと、速やかにコンタミ油の回収がなされた奏 功事例である。前述のとおり、セルフスタンドに おける事故が増加していること及び社会的影響 が大きい事故であることから、紹介させていただ くものである。

事案概要

(1)発生日時

平成29年12月26日 14時45分頃 販売期間は当日の19時頃まで

(2)覚知日時

平成29年12月27日 4 時頃

(3)発生場所

千葉県千葉市緑区内 営業用給油取扱所 (顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所)

(4)事故概要

ガソリンが混ざった灯油を顧客16人に計約430 リットル販売したもの。

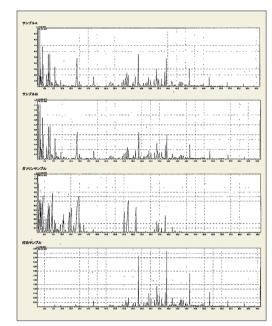
端緒

平成29年12月26日19時頃、給油取扱所の所長が、当日の売り上げ及び荷卸し状況の確認と併せて地下貯蔵タンクの在庫量を確認したところ、灯油の実在庫が計算上の在庫より約700リットル多く、一方がソリンについては約700リットル少なかったことから、コンタミを疑い直ちに灯油の販売を中止した。その後、協議をした上で翌朝に最寄り消防署に駆け込んだ。

対応経過

(1)管轄消防署(千葉市緑消防署)

平成29年12月27日の4時頃、スタンド従業 員が駆け込んだことで事案を覚知、直ちに危機



収去物の分析結果 (上からサンプル1、サンプル2、ガソリン、灯油)

管理当直に連絡し、6時15分頃から延べ10台 の消防車両により、付近住民への広報活動を開 始した。

(2)危機管理当直※

管轄消防署からの連絡を受け、「危機管理当直マニュアル」に基づき、『社会的影響の高い事案』に該当することから、所管課長である予防部予防課長への連絡及び消防局幹部職員へメール送信を行った。

※危機管理当直は、勤務時間外における災害等の突発事案に 対応するため、職員を配置し危機管理体制の強化を図ること を目的としている。

(3)対策本部(予防部予防課)

危機管理当直からの連絡を受け、6時30分に 「消防局対策本部」を設置した。その他の対応 は次表のとおり。

時 刻	内 容
5 時36分	事業者による分析の結果、コンタミ油 の引火点が0℃との報告を受ける
6 時30分	消防局対策本部を設置
6 時52分	防災無線で広報開始

38 「月刊フェスク」'21.3

6 時55分	口頭により「消防法第12条の3第1項 に基づく緊急使用停止命令」を発動
7時00分	近隣消防本部(7本部)へ情報提供及び 広報の依頼
9 時26分	消防局ホームページ、SNSで広報を実施
9 時34分	記者発表
14時30分	「緊急使用停止命令」の命令書交付

(4)現地

関係者への聞き込み及び伝票等による在庫量 の確認を実施し、緊急使用停止命令 (口頭)を 発動した。

また、コンタミ油の抜き取り(仮貯蔵・仮取 扱承認申請)を指示し、抜き取ったコンタミ油が 空のローリーへ移された後、当該ローリーのハッ チからコンタミ油を収去、定性分析を実施した。 定性分析の結果、灯油にガソリン成分が混ざっ ていることを確認した。

(5)警察機関

該当する時間に購入した者を特定するため、 当該給油取扱所に設置された防犯カメラによる 車両ナンバーの特定及びクレジットカード決済 情報に係る照会により、個人の特定作業を実施 した。併せて、ヘリコプターと警察車両による 広報活動を実施した。

事故発生原因

移動タンク貯蔵所への荷積み時、ガソリンを 貯蔵しているハッチの底弁バルブの閉止が不十 分であったため、灯油を荷卸しする際にガソリン を貯蔵しているハッチからガソリンが流れ出した ものである。

違反の内容

(1)移動タンク貯蔵所乗務員

○危険物の規制に関する政令第31条

危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、消防法第10条第3項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならないとされているところ、荷卸し時に



移動タンク貯蔵所のハッチからの収去状況

別の作業を実施している等、適切な取扱作業がされていなかった。このことから、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準に基づき、 貯蔵及び取り扱いの基準違反に対して違反点数を算定し、知事への報告を行った。

(2)給油取扱所従業員

○消防法第14条の2第4項

予防規程に定められた荷卸し時の立ち会いについて、遵守されていなかった。このことから、 危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準 に基づき、予防規程遵守義務違反に対して違反 点数を算定し、知事への報告を行った。

命令の内容

(1)命令条項

緊急使用停止命令(消防法第12条の3第1項)

(2)緊急使用停止の範囲

灯油の地下貯蔵タンクから固定注油設備まで

結果

平成29年12月27日、覚知からおよそ15時間後 の18時50分に全量回収され、本件に起因する災 害は発生しなかった。

その後の対応

(1)緊急使用停止命令解除(12月30日)

ガソリンが混入した灯油を貯蔵する地下貯蔵 タンク内の残存危険物の除去並びに洗浄が完了 し、当該固定注油設備から吐出させたサンプル



「緊急使用停止命令」の命令書(一部抜粋)

油の分析結果を受領、JIS規格で要求されている 品質であることを確認した。よって、ガソリンが 混入した灯油を販売するおそれがなくなったた め、緊急使用停止命令の解除通知書を交付した。

(2)指導書の発出

ア 移動タンク貯蔵所事業者

事故発生原因が移動タンク貯蔵所の底弁バルブの操作不適であったことから、同様の方式(回転させて開閉する方式)の移動タンク貯蔵所について、再発防止対策を講じるとともに教育の徹底を行うこと。

イ 給油取扱所側

危険物の荷卸し時の立会いに係る教育を徹底 し、再発防止について対策を講じること。

(3)通知の発出

このような事案は消防局全体で情報共有し対

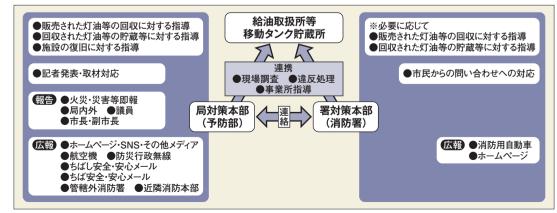


コンタミ油の回収状況(ポリタンク・石油ストーブ)

応する必要があることから、予防部長通知「給油取扱所等における販売に係る事故対応要領等について」を発出し、職員へ周知した。

おわりに

毎年、全国ではコンタミ事案が発生しているが、その背景としては、ガソリンスタンドの営業体系の複雑多様化が考えられる。荷卸し時における不適切な取り扱いが、結果として公共の安全に大きな影響を及ぼすことは言うまでもない。単独荷卸しの事業者が増加傾向にあるが、その背景には、給油取扱所等の受入れ側がより少ない人数で多くの業務を行っていることが考えられる。今後もこのような事案がいつ発生してもおかしくない状況であり、本事案が読者の参考となれば幸いである。



(参考) 当局におけるコンタミ販売事故発生時の対応要領イメージ図

40 「月刊フェスク」'21.3